

スノーピーク税務基本方針

株式会社スノーピーク及びその子会社からなるスノーピークグループ（以下「スノーピーク」といいます。）は、「企業行動規範」に基づき、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

税務に関しても、スノーピークの各社が事業活動を行う各国又は各地域の税法を遵守し、適正な納税を行います。適正な納税を行うことは、各国又は各地域の経済及び社会発展の上で重要な役割を担うことから、社会貢献の一つの手段と考えております。そのために、スノーピークは法令遵守、税務部門の体制整備及び運用、専門機関からの情報収集の徹底に努めます。

スノーピークの税務の基本方針は、以下の通りです。

1. 法令遵守

スノーピークは、各国又は各地域の法令及び租税条約並びに国際的な課税ルールを遵守し、適正な納税を行います。

2. 透明性

スノーピークは、世界レベルで多国籍企業の税務の透明性への関心が高まっていることを理解しており、各国又は各地域の税務当局、株主や地域社会等、関係者に対する税務に関する透明性の確保に努めます。

3. 税務リスク管理

スノーピークは、各国又は各地域の税制や税務行政への対応を行い、税理士法人等外部の専門家を起用して十分な検討を行うことで税務リスクを最小化するように努めます。

また、税務担当者は外部セミナー等へ参加し、必要な情報収集をするよう心がけています。

4. 税務戦略

スノーピークは、租税回避行為を意図したもの及び事業の実態を伴わないもの、並びに国際的な課税ルールにそぐわないような税務戦略を採用しません。

また、税務上の課題についても必要に応じて、株式会社スノーピークの取締役会での議論・報告を行います。

5. タックスヘイブン

スノーピークは、低税率の国・地域の過度な税金優遇制度を利用することが、各国又は各地域における適正な納税を阻害すると理解しております。それに従い、タックスヘイブンを活用した恣意的な租税回避を行いません。

6. 税務当局との関係

スノーピークは、税務当局との対応を誠実に行い、健全かつ良好な信頼関係を維持・構築するように努めます。税務調査等において問題点の指摘を受けた場合には、適切に対処し改善に努めます。

7. 改廃

本方針の改廃は、取締役会の決定により行われます。

制定：2023年12月13日

株式会社スノーピーク

代表取締役 会長兼社長執行役員 山井 太